長崎市告示第622号

長崎市地域救急医療体制支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和８年１１月２日

長崎市長　　鈴　木　史　朗

長崎市地域救急医療体制支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱

長崎市地域救急医療体制支援補助金交付要綱（令和２年長崎市告示第１０２号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（補助金の額） 第５条　補助金の額は、医師及び看護師をそれぞれ２名ずつ配置する場合に前条に規定する補助対象経費の実支出額と別表左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表中欄に掲げる対象時間において開業した日数に、同表右欄に掲げる金額を乗じて得た額を合計して得た額のいずれか低い額に２分の１を乗じて得た額（その額に1,０００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。次項において同じ。）とする。	（補助金の額） 第５条　補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の実支出額と別表左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表中欄に掲げる対象時間において開業した日数に、同表右欄に掲げる金額を乗じて得た額を合計して得た額のいずれか低い額に２分の１を乗じて得た額（その額に1,０００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
２　前項の規定に関わらず、医療資源の限られた地域において、医師及び看護師をそれぞれ１名ずつ配置する場合にあっては、次の各号のいずれか低い額に２分の１を乗じて得た額とする。	[新設]

(1)　前条に規定する補助対象経費の実支出額

(2)　別表左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表中欄に掲げる対象時間において開業した日数に、同表右欄に掲げる金額に２分の１を乗じて得た額を合計して得た額

別表（第３条、第５条関係）

区分	対象時間	金額
夜間	午後６時から翌日午前８時30分まで	237,800円
土曜日	午後１時から午後６時まで	82,000円
休日	午前８時30分から午後６時まで	155,800円

別表（第３条、第５条関係）

区分	対象時間	金額
夜間	午後６時から翌日午前８時30分まで	118,900円
土曜日	午後１時から午後６時まで	41,000円
休日	午前８時30分から午後６時まで	77,900円

附　則

この要綱は、告示の日から施行し、令和８年度の予算に係る補助金から適用する。